

別表第 1

種別	区分		手数料
ごみ等	特定料金	事業活動に伴い排出されるごみ等で市が収集し、運搬し、及び処分するもの	1 キログラムにつき 55 円
	臨時料金	臨時に一般家庭から排出されるごみ。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)に定める特定家庭用機器廃棄物を除く。	1 立方メートルにつき 3,000 円を基準として市長が別に定める額(立方メートルによることが著しく実情に沿わないと市長が認めるとき 1 キログラムにつき 30 円)
			10 キログラムまで 220 円(10 キログラムを超えるととき当該額に 10 キログラムにつき 220 円を加えた額)
	搬入料金	事業活動に伴い排出されるごみ等で市長の指示する処理施設へ直接搬入するとき。	10 キログラムまで 280 円(10 キログラムを超えるととき当該額に 10 キログラムにつき 280 円を加えた額)
	収集運搬料金	家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物であり、かつ、家電リサイクル法第 12 条に規定する再商品化等に必要の行為に関し請求された料金を支払ったもの。ただし、家電リサイクル法第9条の規定により小売業者に引取義務のあるものを除く。	市が収集し、家電リサイクル法第 17 条に規定する指定引取場所へ運搬するとき。 1 台につき 2,500 円

種別	区分			手数料
し尿	定額料金	一般家庭で世帯の把握ができるもの		1 人につき 月額 700 円
	従量料金	定額料金によることが 不適當と認められるもの	(1) 事業者その他 これに類するもの	1 リットルにつき 24 円
			(2) 前号以外のもの	1 リットルにつき 13 円
動物の 死体	畜産農業に係る以外のもの		市が収集し、運搬し、 及び処分するとき。	1 個 体 に つ き 12,000 円
			市長が指定する処理 施設へ直接搬入する とき。	1 個 体 に つ き 7,000 円

別表第 2

種別	区分	手数料
産業廃 棄物	本市が処理する産業廃棄物を市長が指定する処理施設へ直 接搬入するとき。	10 キログラムにつ き 250 円